

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成23年 9月30日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 国家公務員共済組合連合会 理事長 尾原 榮夫 電話 03 - 3222 - 1841

主たる業種	長期給付事業・福祉事業						細分類番号	8	5	1	1
事業者の区分	第2条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号										
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで										
基本方針	平成25年度までに京都府内の事業所において、設備更新時等には高効率な設備へ更新し、基準年度比、3%の削減を目指す。										
計画を推進するための体制	本部にエネルギー統括責任者及び企画推進者を選任し、省エネルギー及び温室効果ガス削減を目的に事業者全体で取り組む。										
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率					
	事業活動に伴う排出の量	4,511.3 トン	4,466.1 トン	4,421.5 トン	4,377.3 トン	-2.0 パーセント					
	評価の対象となる排出の量	4,511.3 トン	4,466.1 トン	4,421.5 トン	4,377.3 トン	-2.0 パーセント					
目標の根拠	本部では省エネ法の前年度対比1%削減目標を前提に目標値を設定し、H25年度に事業所においては設備更新時には高効率な設備へ更新し、3.0%の削減を目指す。										
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率				
	病院・老健施設・ホテル	事業活動に伴う排出の量 (延床面積/㎡×1000)	126.86	125.59	124.33	123.09	-2.02 パーセント				
		事業活動に伴う排出の量 (延床面積/㎡×1000)		0.00	0.00	0.00	パーセント				
原単位の指標及び目標の根拠	平成25年度までに京都府内の事業所において、設備更新時等には高効率な設備へ更新し、基準年度比、3%の削減を目指す。										
重点的に実施する取組の実実施計画	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考						
	59.0 パーセント	74.0 パーセント	77.0 パーセント	85.0 パーセント							
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	(病院・老健施設) 機器の適正な運転管理に努める。照明設備を高効率なタイプに更新する。 (ホテル) 空調設定温度、館内照度の適正管理、従業員に対して継続的に意識啓発や教育を行う。									
	(24)年度	(病院・老健施設) 機器の適正な運転管理に努める。照明設備を高効率なタイプに更新する。 (ホテル) 空調設定温度、館内照度の適正管理、従業員に対して継続的に意識啓発や教育を行う。									
	(25)年度	(病院・老健施設) 機器の適正な運転管理に努める。照明設備を高効率なタイプに更新する。 (ホテル) 空調設定温度、館内照度の適正管理、従業員に対して継続的に意識啓発や教育を行う。									
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	(病院・老健施設) 実施せず。 (ホテル) 各職員への公共交通機関利用の推進。									
	上記の措置を採用する理由	(病院・老健施設) この地域では、全く公共交通機関のない地域や、本数や路線も少ない状況であり、また昼夜を問わず不規則な勤務の職員も多く、現段階で実施するのは困難である。 (ホテル) 各人が自家用車やタクシーの利用を控え、公共交通機関や自転車の利用を推進することにより排出ガスの増加を抑える努力をする。									
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考						
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	(病院・老健施設) 特になし。 (ホテル) 特になし。										
特記事項	●基準年度の設定について、旧条例（20年～22年）の計画・報告書等は、舞鶴共済病院附属老健施設（通所含む）及びホテルのCO2量が含まれていないため、平成23年度の計画書からは、H22年度の実績に附属老健施設及びホテルを含めた3事業所を算定し、計画書を作成する。なお、3事業所の3年平均の基礎データがないため、平成22年度分の実績を基準年度のデータとして採用する。 ●病院について、新棟新築計画中で、現在、設計中であるため、竣工後は高効率な設備機器の新規及び更新設置により竣工前に比べ、省エネ化・温室効果ガス削減が見込まれる（平成24年7月竣工予定・平成25年10月開院予定）。										

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。